

○後志広域連合監査委員条例

〔平成19年5月31日〕
条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、後志広域連合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査及び検査)

第2条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査又は法第235条の2第1項の規定による検査を行うときは、監査又は検査期日の7日前までに、その日時及び場所並びに監査又は検査事項を後志広域連合長に通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、その期間を短縮することができる。

(決算審査)

第3条 法第233条第2項及び第241条第5項の規定による決算審査は、審査に付せられた日から90日以内に、その意見を付して後志広域連合長に提出しなければならない。

(請求又は要求監査)

第4条 監査委員は、法令の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該請求又は要求があった日から10日以内に、監査に着手しなければならない。

(公表の方法)

第5条 監査委員が行う公表は、後志広域連合条例等の公布等に関する条例（平成19年後志広域連合条例第1号）の例による。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、監査委員の職務の執行に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。